

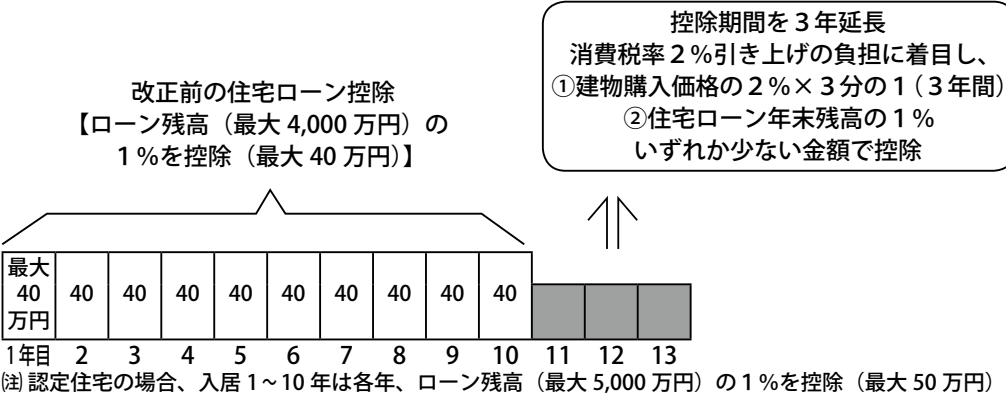
令和2年度市・県民税税制改正のお知らせ

市民税課 ☎ 65-1224 FAX 65-1255

【表】改正後の住宅ローン控除

居住開始年月	控除限度額	控除期間
平成26年4月から 令和3年12月まで (消費税8%または10%の場合) ※下段に該当する場合は除く	所得税の課税総所得金額 などの7% 上限：136,500円	10年
令和元年10月から 令和2年12月まで (消費税10%の場合) ※拡充分		13年

【図】拡充のイメージ（一般住宅の場合）



令和2年度市・県民税（個人住民税）に関する税制改正は、主に次の2点です。

①住宅ローン控除の拡充

消費税率の引き上げに伴い、【表】の通り控除期間が延長されます。

ただし、居住開始年月が令和元年10月～令和2年12月まで、かつ消費税率10%が適用される住宅取得などについてのみとなりますのでご注意ください。

また、【図】の通り、11年目以降の3年間に着目し、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。

具体的には、各年において、①建物購入価格の2%×3分の1（3年間）、②住宅ローン年末残高の1%、①・②いずれか少ない金額で税額控除します。

②ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の見直しにより、「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。

この制度は、総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税（特別控除）」の対象に指定するものです。

この改正によって、令和元年6月1日以降、指定を受けていない地方公共団体に対する寄附金（「ふるさと納税」は特別控除の対象外となり、「基本控除」に算入される「特別控除」または「申告特別控除（ワンストップ特別制度）」は適用されません。

ただし、寄附金税額控除のうち、所得税の「所得控除」および住民税の「基本控除」は控除を受けられます。

新居浜税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場について

- ◆場所
イオンモール新居浜（2階イオンホール）
 - ◆期間
2月17日(月)～3月16日(月)
(土日祝などを除く)
 - ◆受付時間 9:00～16:00
- ※新居浜税務署には確定申告会場を設置していないのでご注意ください。



個人番号カードをお持ちの人は1点でマイナンバーの確認と本人確認ができます。お持ちでない人は、マイナンバー確認書類に加え、本人確認書類をお持ちください。

申告者本人のマイナンバー以外に控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーについても記載が必要です。

確定申告書および市・県民税申告書を提出される際には個人番号（マイナンバー）が必要です